

大阪府告示第78号

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の12第1項の規定により、次のとおり管理有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定する。

令和7年1月30日

大阪府知事 吉村 洋文

1 要届出管理区域

摂津市鶴野一丁目148番1、148番4、148番5、163番2、164番1、166番2、167番1、167番3、172番、209番、370番1、370番2、370番5及び堤の各一部並びに148番6、148番7、388番1、388番3及び388番4

2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の33第1項及び第2項に規定する基準に適合していない管理有害物質の種類

(1) 第48条の33第1項に規定する基準に適合していないもの

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(2) 第48条の33第2項に規定する基準に適合していないもの

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにダイオキシン類